

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

さわやか旭友の会が桜まつりで啓発活動を実施しました！

4月9日(土)に開催した袋公園桜まつりにおいて「さわやか旭友の会」による消費啓発活動が行われました。当日は天候にも恵まれ、満開の桜が多く、多くの来場者を迎える中、会員が啓発チラシの配布を行い、消費者と直接ふれあい会話をするなど、積極的な活動を実施しました。



旭嚶鳴地区社会福祉協議会総会で出前講座を実施しました！

4月16日(土)に行われた「旭嚶鳴地区社会福祉協議会総会」で消費生活出前講座を実施しました。消費者トラブルに巻き込まれないためのポイントについて相談員が丁寧に説明し、その後参加者全員で「しっかりさんゲーム(すごろく形式のゲーム)」を行いました。参加者のみなさんが楽しみながら消費者問題を学び、活発な意見交換が行われました。



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました No.18 ～賃貸アパート退去時のトラブル～

Q

数年住んだアパートを退去する際不動産管理業者から、契約時に説明のなかった鍵の交換や襖の交換をしよう言われ、預けていた敷金2ヶ月分を超える金額について差額を請求された。喫煙もせずペットも飼っていないし室内を特に汚したり傷つけたりした覚えはない。今までも何度かアパートを変えたが敷金を超えた請求はなかった。知人に相談したら消費生活センターに相談したらと言われた。



A

賃貸住宅退去時の修繕に関する費用負担については、国土交通省により「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」という基本的な考え方が示されています。原状回復とは、借主が通常の使用や注意義務を超えて破損させた箇所を賠償するもので、通常的生活をしていた損耗（例えば、畳やクロスの日焼け、家具設置のへこみ等）は含まれません。まずは、賃貸借契約書の内容（特約事項を含め）をよく確認し、敷金精算書に納得できない場合は、詳細な明細を求めて不動産管理業者や貸主と十分話し合いをするよう助言しました。後日、不動産管理会社を通して貸主と何度か話し合い、契約書面通りの負担で済み、預けていた敷金を一部返金してもらったと報告を受けました。※話し合いだけで解決できない場合は、法律の専門家に相談し、調停や簡易裁判所に少額訴訟を申し立て敷金返還を求める方法もあります。この際には証拠が重要になるので、入居時と退去時に室内の写真等を取っておくようにしましょう。

トラブル防止のポイント

- 契約を結ぶ前に、物件説明書と契約内容について納得いくまで説明を受けましょう。特に、特約事項は後でトラブルの原因になることが多いので注意が必要です。
- 入居前の部屋の状態を写真に取っておく等して、退去時の修理トラブルに備えましょう。
- 入居中に生じた修繕箇所は、すぐに連絡を入れましょう。
- 契約書記載の入居マナーを守り、住居は常に手入れを良くして使用しましょう。
- 退去が決まったら契約書で定められた解約申出期限までに申出しましょう。
- きれいに掃除してから明け渡すようにしましょう。（不要になった家具やごみの放置は撤去費用や清掃など専門業者のクリーニング代として請求されることとなります。）

※原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun2.pdf>